

# 一般社団法人日本放射線看護学会 理事及び監事候補者選出に関する規約

## 第1条 (趣旨)

本規約は、一般社団法人日本放射線看護学会定款第19条による理事・監事候補者選出に関して規定する。

## 第2条 (選出方法)

理事および監事候補者は正会員の中から選挙により選出する。

## 第3条 (定数)

一般社団法人日本放射線看護学会定款第19条により、理事8名、監事2名をおくことができる。

## 第4条 (被選挙資格)

理事に選出されるには、会員歴3年以上の者で、かつ選挙が行われる年の7月末日までに会費を完納していなければならない。

2 定款第22条に基づき、理事の任期が継続して6年を超える場合は被選挙人資格を有さない。

## 第5条 (選挙公示)

任期満了の1年前の理事長が、理事就任の期間を明示して、選挙が行われる年の9月末日までに理事及び監事の選挙を公示する。

## 第6条 (選挙管理委員会)

理事会において正会員の中から選挙管理委員3名を選出し、理事長が委嘱し選挙管理委員会を組織する。

2 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出し、理事長が委嘱する。

## 第7条 (選挙手続きの公示)

選挙管理委員会は、次の事項を選挙が行われる年の9月末日までに正会員に公示する。

- (1) 投票期間
- (2) 投票方法
- (3) 定数
- (4) 任期

## 第8条 (開票)

開票は選挙管理委員全員が立ち合いの上、開票を行う。

## 第9条（当選者の公告）

選挙管理委員会は、得票数上位の者より定数枠内の者を候補者とし、これに次点者を明示して、理事長に提出する。

- 2 理事長は、前項の候補者を、理事及び監事候補者として正会員に公告する。

## 付則

本規約は、平成30年6月18日から施行する。